

14 増築等の場合の適用範囲

【基本的な考え方】

- ・増築等の場合において、当該増築等に係る部分に至る経路が既存部分を経由する場合は、経路を構成する既存部分についても、これまで述べてきた整備基準に基づいて整備する必要があります。
- ・便所や駐車場が既存のものみの場合は、それらについても同様です。

整備基準

解説

＜バリアフリー法施行令＞

第二十二條 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。第一号において「増築等」という。）をする場合には、第十一条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

- 一 当該増築等に係る部分
- 二 道等から前号に掲げる部分にある利用居室までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- 三 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所
- 四 第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から車椅子使用者用便所（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- 五 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場
- 六 車椅子使用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

- ・公立小学校等及び条例第61条で追加した特定建築物に対しては、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する」を「多数の者が利用する」と読み替えて適用されます。（バリアフリー法施行令第23条、第24条、条例第72条）

＜条例＞

第71条 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物（第61条各号に掲げる特定建築物を含む。）にすることを含む。以下「増築等」という。）をする場合には、第64条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

- （1） 当該増築等に係る部分
- （2） 道等から前号の部分にある利用居室、特定利用居室又は住戸等（以下この条において「利用居室等」という。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- （3） 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所
- （4） 第1号の部分にある利用居室等（当該部分に利用居室等が設けられていないときは、道等。第6号において同じ。）から車椅子使用者用便房（前号の便所に設けられるものに限る。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- （5） 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場
- （6） 車椅子使用者用駐車施設（前号の駐車場に設けられるものに限る。）から第1号の部分にある利用居室等までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

